

# 管理企画指導室

## 管理企画指導室の取組

### 総 括

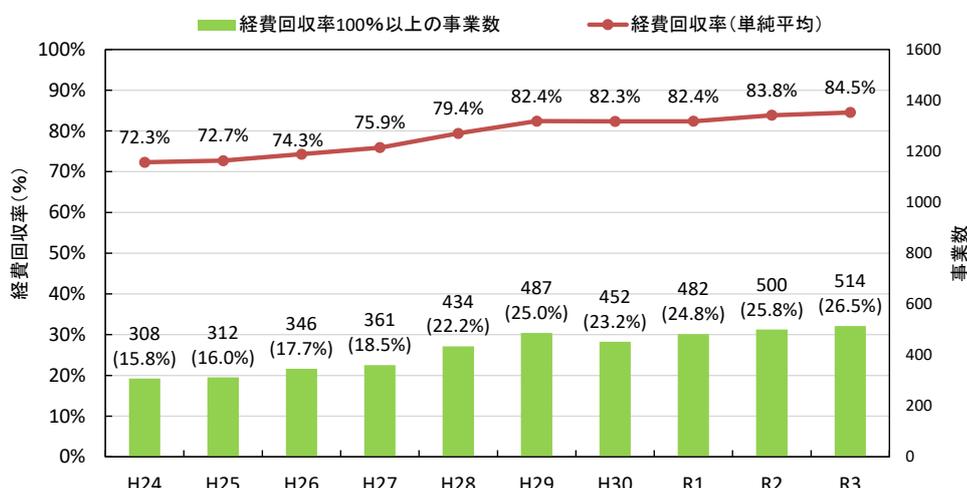
- (1) 下水道の持続的な経営について
  - 1) 下水道経営の現状・課題
  - 2) 経営健全化サイクルの構築に向けた取組の推進
  - 3) その他（経営改善に関連して）
  
- (2) 下水道分野におけるコンセッション方式を含む PPP/PFI の推進について
  - 1) 下水道分野の PPP/PFI の現状と今後
  - 2) 下水道用地の利活用
  
- (3) 下水道の適切な維持管理について
  - 1) 維持管理事故への対応
  
- (4) 行政手続きにおけるデジタル化の推進等について
  - 1) デジタル臨時行政調査会等の対応

## (1) 下水道の持続的な経営について

### 1) 下水道経営の現状・課題

- 近年、下水道経営の状況は全体的に改善傾向にあるが、3/4 の事業では、使用料で回収すべき汚水処理に要する費用単価（汚水処理原価）が使用料単価を上回る「原価割れ」の状態。
- 費用構造に比べ基本使用料割合が低く、人口減少の進行等により、下水道サービスの維持が困難となるおそれがある。
- 今後、人口減少等に伴う収入の減少や老朽化施設の増大等により、厳しい経営環境になることが想定される中、将来に渡って下水道サービスを維持するためには、経営に関する的確な現状把握や中長期的な経営の基本計画である経営戦略の策定・改定、定期検証に基づく収支構造の適正化を推進する必要がある。

#### ■経費回収率の推移



出典：地方公営企業年鑑（総務省）をもとに作成

※公共下水道事業（特環、特公を含む）を対象としている。

※平成26年度以降の経費回収率は、補助金等を財源とした償却資産に係る減価償却費等を控除している。

※グラフ中、経費回収率100%以上の事業数の（ ）内の数字は、全事業数における割合を示している。

#### ■下水道事業における公営企業会計適用の取組状況(R4.4.1時点)

	（単位 事業）											
	人口3万人以上								人口3万人未満 ※2			
	公共下水道事業及び流域下水道事業				その他の下水道事業※1				下水道事業			
	R3.4.1時点		R4.4.1時点		R3.4.1時点		R4.4.1時点		R3.4.1時点		R4.4.1時点	
団体数	%	団体数	%	団体数	%	団体数	%	団体数	%	団体数	%	
①適用済	1154	(99.9%)	1154	(99.9%)	542	(72.5%)	545	(73.6%)	421	(26.0%)	486	(30.0%)
②適用に取組中	1	(0.1%)	1	(0.1%)	109	(14.6%)	143	(19.3%)	1044	(64.6%)	1096	(67.7%)
小計	1155	(100.0%)	1155	(100.0%)	651	(87.0%)	688	(93.0%)	1465	(90.6%)	1582	(97.7%)
③検討中	0	(0.0%)	0	(0.0%)	85	(11.4%)	47	(6.4%)	138	(8.5%)	34	(2.1%)
④検討未着手	0	(0.0%)	0	(0.0%)	12	(1.6%)	5	(0.7%)	14	(0.9%)	3	(0.2%)
合計	1155	(100.0%)	1155	(100.0%)	748	(100.0%)	740	(100.0%)	1617	(100.0%)	1619	(100.0%)
(参考)合計 (統合・廃止確定等を含む)	1182	-	1183	-	786	-	786	-	1633	-	1633	-

(出典)「公営企業会計適用の取組状況(令和4年4月1日時点)」(総務省)をもとに作成

(注1) 其他下水道事業については、農業集落排水施設事業、漁業集落排水施設事業、林業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水処理施設事業を実施している団体を対象。

(注2) 人口3万人未満については、公共下水道事業(特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む)、流域下水道事業、農業集落排水施設事業、漁業集落排水施設事業、林業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水処理施設事業を実施している団体を対象。

(注3) 本調査は、都道府県及び市区町村(一部事務組合を含む)を対象。

(注4) 「統合・廃止確定等」は、地方債の償還のみの事業(想定企業会計)を含む。

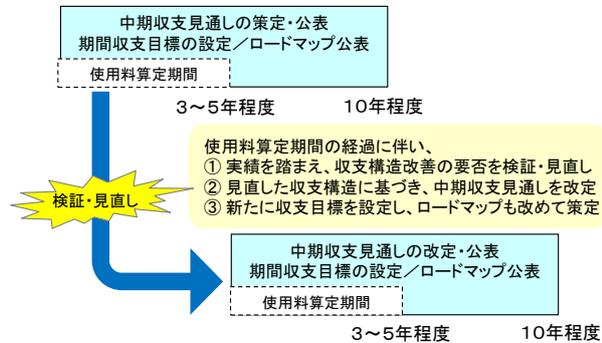
【参考】「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」報告書  
(令和2年7月)

○昨今の厳しい経営環境を踏まえ、今後目指すべき下水道事業経営の方向性と国等による支援等のあり方について以下の提言がなされている。

- (1) 経営状況の「見える化」等による住民理解の促進
  - ・ 経営戦略の策定・改定を通じた経営状況の「見える化」 等
- (2) 下水道管理者による経営努力の徹底
  - ・ 新技術の導入、広域化・共同化、官民連携等による費用低減 等
- (3) 中長期的な観点からの適切な収支構造への見直し等
  - ・ 経営健全化(定期的な収支構造の検証・見直し)サイクルの構築 等

○報告書では、「現下の経済情勢や市民生活及び経済活動に与える影響等にも十分に配慮しつつ、収支構造の見直しの検討を不断に進めることが求められる」と記されている。

【経営健全化サイクルのイメージ】



【参考】

[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo\\_sewerage\\_tk\\_000646.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000646.html)

## 2) 経営健全化サイクルの構築に向けた取組の推進

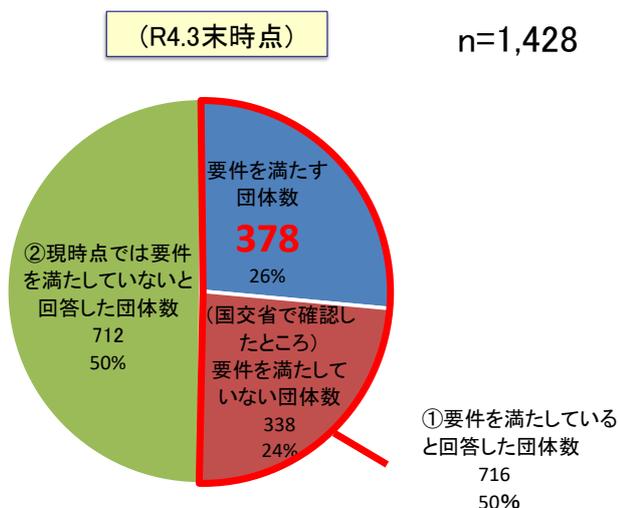
### (i) 社会資本整備総合交付金等の交付要件化

- 国土交通省では、下水道事業における経営健全化サイクルの構築を推進するため、社会資本整備総合交付金等の活用にあたって、以下について要件化しているため留意されたい。
  - ・ 人口3万人未満の地方公共団体においては、令和6年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること(R2年度交付要件化)
  - ・ 公営企業会計を適用済の地方公共団体において、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国土交通省に提出すること(R2年度交付要件化)
- 令和7年度以降の交付要件となる経費回収率向上に向けたロードマップに関し、令和3年度末時点における社会資本整備総合交付金等の交付要件適合審査を行ったところ、約1,400団体のうち約380団体の交付要件団体に留まっている状況。
- 交付要件を満たしたロードマップが記載されていないと国交省より判断された340団体及び現時点ではロードマップの記載がないと回答した約710団体は、「交付要件を満たすための経営戦略に記載すべきポイント」を参考の上、令和7年度を見据え、速やかに対応願いたい。なお、令和4年

度末時点における適合審査の結果については、6月頃フィードバックする予定なので、コメントを基に経営戦略の見直しをお願いしたい。

## 社会資本整備総合交付金等の交付要件の適合審査の状況(R3末時点)

- 交付要件確認チェックシート及び「社会資本整備重点計画における経営に関する指標の状況調査について(うち設問3)」で実施した調査結果を基に各自治体におけるロードマップの記載状況を確認したところ、①全て記載済みと回答した**716団体**のうち、**378団体**が**交付要件を満たしている**状況。
- 令和4年9月30日付のメールにて審査結果をフィードバックしているが、①全て記載済みと回答した団体で要件を満たしていないと判断された団体及び②現時点では要件を満たしていないと回答した団体については、令和5年1月20日付のメールにて通知した「**経営戦略に記載すべきポイント**」や**他団体の具体事例等も参考にロードマップを策定いただきたい**。



## 社会資本整備総合交付金等の交付要件を満たすための経営戦略に記載すべきポイント

### 定量的な業績指標及び目標年限の記載例(3. ①関係)

- 経営分析には複数の指標を用いるべきであり、例として、経費回収率、経常収支比率、水洗化率等が挙げられる(経営比較分析表における経営指標の概要を参考)
- 業績指標に対し目標値を設定する際、現状値からどの程度推移しているか。現状値、中間値、目標値の設定など**段階的な目標設定**を記載すること

### 収入増加のための具体的取組及び実施時期の記載例(3. ②a関係)※

- 業績指標達成のため、**具体的な取組をいつ実施するのか**を記載すること  
(例: 令和〇年度までに経費回収率を〇%に向上させるため令和〇年度に使用料改定を実施する)
- 具体的取組を記載する際、取組を「検討する」のみ記載するだけでなく、**具体的な実施時期も記載**
- 業績指標達成に向け、既に実施している取組がある場合は、継続して実施している旨記載  
(例: 令和〇年度から継続して～を実施している)

### 支出削減のための具体的取組及び実施時期の記載例(3. ②b関係)※

- 業績指標達成のため、**具体的な取組をいつ実施するのか**を記載すること  
(例: 令和〇年度に包括的民間委託等の実施により維持管理費の削減を図る)
- 具体的取組を記載する際、取組を「検討する」のみ記載するだけでなく、**具体的な実施時期も記載**
- 業績指標達成に向け、既に実施している取組がある場合は、継続して実施している旨記載  
(例: 令和〇年度から継続して～を実施している)

※既に経費回収率100%以上の団体については、今後も100%を維持するための具体的な取組を「引き続き」実施する旨記載願います

※業績指標と業績指標達成のための具体的取組については、なるべくリンクするように記載願います 1

- 国土交通省では、各団体の経営健全化に向けた取組を支援するため、以下の取組を行っているところ。

#### ○ 下水道事業経営セミナーの開催

- 下水道経営を担当する者を対象に令和4年9月、令和5年2月にオンラインにてセミナーを開催。
- 国等からの情報提供、優良団体の事例発表、グループディスカッションを行い多くの団体が参加。  
令和4年9月：約290団体、約340名  
令和5年2月：約250団体、約300名
- セミナーの資料や質疑応答等は下水道全国データベースにて公表。
- 今年度も本セミナーを開催する予定のため、都道府県におかれては、積極的な参加並びに管内の市町村に対する積極的な参加の働き掛けや情報・発表事例の共有をお願いしたい。

#### ○ 経営健全化に取り組む中小団体の優良事例集の提供

- ノウハウや人員の不足が深刻化している小規模団体の経営健全化を推進するため、実務的な参考資料として活用できるよう、過去10年において段階的に収支構造の改善がなされている中小規模の地方公共団体を抽出し、収支構造改善の取組内容や実現できた理由・背景等についてまとめた優良事例集や既に経費回収率100%を達成している中小規模の地方公共団体を抽出し、経費回収率100%を達成するまでに取り組んだ経営健全化策等や実現できた理由・背景等についてまとめた優良事例集を下水道全国データベース上で公表。

#### ○ 経営状況の見える化（経営情報比較ツール）について

- 他団体との比較を通じ、経営状況を客観的に把握し、収支構造の適正化を図る際の参考となるよう、汚水処理原価や使用料単価等の代表的な経営指標を類似団体区分毎に一覧化し国土交通省HPで公表。

##### 【参考】

[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo\\_sewerage\\_tk\\_000574.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000574.html)

#### (iii) 都道府県による管内市町村の経営健全化支援のお願い

- 中小規模の団体は、特に人員の確保やノウハウの蓄積等の面で執行体制が脆弱であるため、各都道府県におかれては、広域連携に関する体制の構築や先進事例の紹介、下水道経営に精通した人材の紹介、各種情報提供など、管内の各下水道事業の経営健全化の取組について、具体的かつ積極的な支援に取り組んでいただきたい。
- 例えば、経営戦略等の策定支援や経営相談対応、使用料算定期間経過時の検証業務などを都道府県にて共同発注することなども有効な取組と考えられるので検討いただきたい。

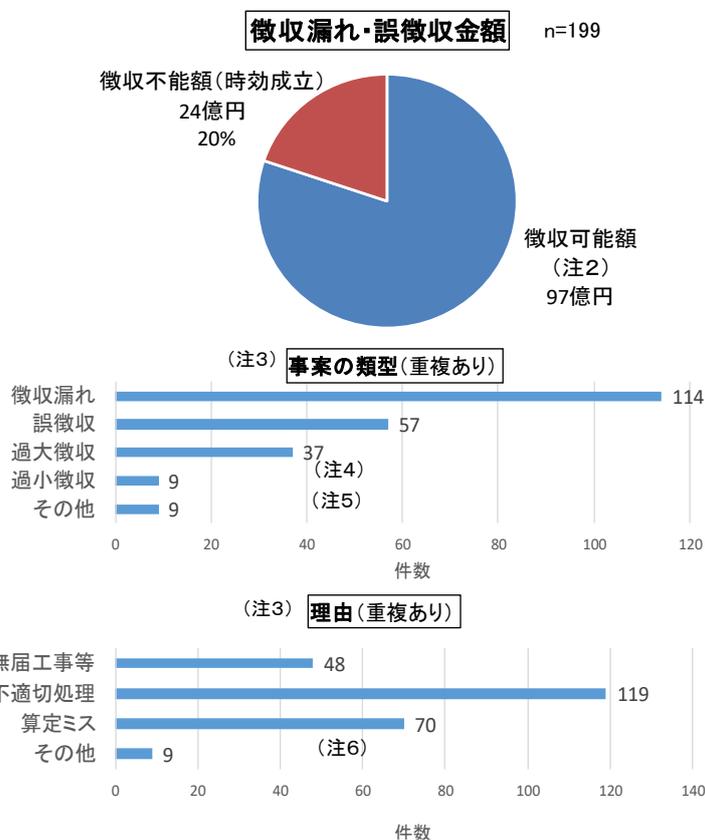
### 3) その他（経営改善に関連して）

(i) 下水道使用料等の適切な徴収等

- 従前から無届工事や職員の事務処理ミス等により下水道使用料や受益者負担金等の徴収漏れや誤徴収、過大徴収等の事案が発生しており、昨年度においても徴収漏れ等が報道されているところ。
- 下水道使用料等の適切な徴収を行うことは、負担の公平性の確保や下水道経営改善の観点から極めて重要であることから、再度、その徹底をお願いする。
- 都道府県におかれては、管内市町村に対して、使用料賦課徴収漏れ等につき、同様の事案の未然防止に努めるよう注意喚起をしていただくとともに、今後下水道使用料の誤徴収等の事案が判明した際には、速やかに国へ情報提供いただくよう、改めて周知をお願いする。

【参考】

a. 使用料の徴収漏れ・誤徴収事案の類型（平成25年度～令和4年度）（注1）



- (注1) 平成25年度～令和4年度に発覚したもので、報告、報道等により国土交通省が把握している事案を対象。
- (注2) 対象の199件のうち、徴収可・不可（時効成立した額）の不明なものは「徴収可能額」に計上している。
- (注3) 徴収漏れ・誤徴収金額が発生した事案199件のうち、類型や理由が明らかなものを記載しているため、合計数は全体件数と一致しない
- (注4) 「過大徴収」「過小徴収」の区分が不明なものは、「誤徴収」に計上している。
- (注5) 類型の「その他」は、データの入替わり（第3者の使用量により使用料を賦課）、過去に判明し徴収漏れの処理を怠っていた、滞納を不適切に放置 等
- (注6) 理由の「その他」は、請求書の未発送、規定に基づかない減免処分、汚水管を雨水管に誤接続（検査が適正に行われていなかった） 等

## b. 主な内容及びその対策

### ○下水道使用料の賦課徴収漏れ

使用者側の原因（無届工事、使用開始の届出漏れ、接続工事申請内容の不備等）や下水道部局側の原因（事務処理ミス）による徴収漏れ

- 複数の職員で定期的に突合する等のチェック体制の強化
- 下水道使用に係る各種届出について、排水設備業者への指導の徹底及び届出内容の確認強化
- 建築審査部門との連携による確認強化 等

### ○受益者負担金等の賦課徴収漏れ

受益者負担金等の徴収を猶予している土地において、土地所有者等が猶予事由が消滅しても届出を出さないこと等により時効が成立し、徴収漏れが発生

- 公債権管理等の研修による人材育成及び組織づくり
- 条例等により義務付けられている猶予理由消滅届・現況届等について継続的な制度周知を行うほか、猶予地の定期的な現地確認の実施
- 農業委員会等との連携による徴収猶予中の受益地の管理徹底
- 賦課徴収事務など組織が作成又は取得した文書の保存及び管理の徹底

等

## (ii) 共有私道における排水設備の円滑な設置等の促進に関する事例勉強会と りまとめについて

- 共有私道における排水設備の円滑な設置等の促進のため、有識者、法曹、下水道管理者等で構成する「共有私道における排水設備の円滑な設置等の促進に関する事例勉強会」を設置し、勉強会のとりまとめが行われ、令和4年4月に公表された。
- 各団体におかれては、本とりまとめを踏まえ、民法の共有に関する規定や下水道法第10条、11条の規定は、共有私道における排水設備設置等について、共同所有型、相互持合型のいずれも、全員同意を求める趣旨ではなく、共同所有型は「持分価格の過半数」、相互持合型は「所在等不明共有者を除外」等を基準に、個々の状況に応じて、制度・運用の見直しを行うなど課題解決に向けた積極的な対応についてお願いしたい。

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/kyouyushidou.html>

- また、令和4年6月、法務省において「複数の者が所有する私道の工事において必要な所有者の同意に関する研究報告書～所有者不明私道への対応ガイドライン(第2版)」が公表されているので併せて参考とされたい。

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00280.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00280.html)

## (iii) 下水道経営に関する各種研修、ツール等について

### ○総務省

- 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

D X・G Xの取組、経営戦略の改定・経営改善、上下水道の広域化等、公営企業会計の適用を含む支援分野について、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣。

- **公営企業会計適用後の会計業務に関するQ&A集及びチェックリスト**  
日々の会計処理、財務諸表の作成及び予算書の作成等に活用されたい。  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/c-zaisei/kouei\\_kaikei.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html)

#### ○地方共同法人日本下水道事業団

- **下水道研修**  
下水道使用料や経営戦略、受益者負担金、企業会計(予算書、決算書作成)、消費税、滞納対策など下水道経営に関する各種内容について、研修センター(埼玉県戸田市)での対面集合宿泊型研修や各地方の会場へ講師が出向いて開催する地方研修、オンライン、オンデマンドによる研修を実施。
- **派遣研修、個別課題研修**  
地方公共団体等が主催する研修会への派遣研修や下水道経営に関する各種課題等に対し、その分野に精通した講師を要請団体へ派遣し、共に課題解決等を図る派遣型個別課題研修やオンラインによる個別課題研修を実施。  
<https://www.jswa.go.jp/kensyu/goannai/iciran/iciran.html>

#### ○公益社団法人日本下水道協会

- **下水道使用料改定シミュレーションソフト**  
使用料改定を行う自治体を支援するため「(仮)使用料改定シミュレーションソフト」を令和5年10月に公表予定。ソフトは、自治体が独自で活用しやすいようエクセルでの提供を予定しており、決算統計などの既存データを入力することで大まかな改定率を試算できる初任者用の「簡易版」と、細かいデータ入力により使用料体系まで検討可能な実務者用の「詳細版」で構成され、目的に応じ活用可能。
- **シミュレーションソフトを活用した下水道使用料改定講習会**  
協会発行の「下水道使用料算定の基本的考え方」をもとに、使用料改定の基本的考え方の解説や、シミュレーションソフトの活用方法等を説明する講習会を開催。(10月以降2回開催予定)
- **初任者のための徴収事務講習会(下水道使用料・受益者負担金)**  
協会発行の「徴収事務の手引き」をもとに、徴収事務の実務経験が浅い(1~2年程度)職員を対象に、徴収事務の基本的な実務の流れやポイント等を説明する講習会を開催。(次のとおり各2回開催予定)  
下水道使用料：6月28日、9月下旬(調整中)  
受益者負担金：6月23日、9月15日
- **下水道経営支援アドバイザー制度**  
下水道経営に関する様々なノウハウの普及を図り、下水道経営の健全化を推進するため、国土交通省と連携し、全国の地方公共団体に対して、研修会等への講師派遣を実施。(主なメニュー：使用料算定、徴収事務、公営企業会計の実務、経営改善等)  
<https://www.jswa.jp/works/management-public/page-11089/>

## (2) 下水道分野におけるコンセッション方式を含む PPP/PFI の推進について

### 1) 下水道分野の PPP/PFI の現状と今後

#### 1 下水道分野の PPP/PFI 推進に向けた下水道部の取組方針

- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 ～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」(令和4年6月7日)等において、コンセッション方式を含む PPP/PFI の拡大に向けた取組みの強化が謳われている。
- また、「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和4年改定版)」(令和4年6月3日)では、より一層、民間の創意工夫、経営ノウハウ等を活用し、持続可能性の確保を図る観点から、「公共施設等運営事業(※)の活用を目指し、令和8年度までに6件の具体化を目標」としている。 ※コンセッション方式
- さらに、令和4年第14回経済財政諮問会議(11月22日)において、岸田総理は、「斉藤大臣を始めとする関係大臣は、アクションプランの目標上積みを視野に、取組を強化」と指示がなされた。

図表 1 下水道分野の PPP/PFI 推進の政府方針(参考)

<p><b>新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 ～人・技術・スタートアップへの投資の実現～ 令和4年6月7日</b></p> <p>IV. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築</p> <p>6. コンセッション(PPP/PFIを含む)の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公共施設の民間事業者による運営を行うコンセッション(公共施設等運営事業)等を加速する。【中略】</li> <li>■ また、新たに策定したアクションプランに基づき、PPP/PFIを拡大するため、その導入を自治体が優先的に検討する取組の改善を促す等、取組を強化する。</li> </ul>
<p><b>フォローアップ 令和4年6月7日</b></p> <p>II. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築</p> <p>6. コンセッション(PPP/PFIを含む)の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新しい資本主義実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。(公共施設等運営事業の取組推進等) 【略】(PPP/PFI推進アクションプランの改定) 【略】</li> </ul>
<p><b>PPP/PFI推進アクションプラン(令和4年改定版) 令和4年6月3日</b></p> <p>3. PPP/PFIアクションプラン推進の目標 (2)重点分野と目標 ii)各重点分野における取組</p> <p>③下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 令和4年3月末時点で、デューデリジエンスに着手した案件が7件あり、そのうち2件が事業開始、1件が実施契約締結(その後令和4年4月1日に事業開始)、1件が事業者公募を実施、1件が実施方針に関する条例案を提出済みである。</li> <li>■ 下水道分野では、下水道処理施設の9割以上で民間委託、3割程度でPPP/PFIが導入されるなど、官民連携が進んでいるところであるが、より一層民間の経営ノウハウの導入による持続可能性の確保を図る観点から、<b>公共施設等運営事業の活用を目指し、令和8年度までに6件の具体化を目標</b>として以下の施策等に取り組む。〈国土交通省〉</li> <li>□ 下水道の整備等に係る国費支援に関して、PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め適切な提案を採択することを要件化することについて検討し、令和4年度中に結論を得る。(令和4年度開始)〈国土交通省〉</li> <li>□ 下水管の更新に係る国費支援に関して、公共施設等運営事業の導入を要件化すること、インセンティブを設定することについて検討し、令和4年度中に結論を得る(令和4年度開始)〈国土交通省〉</li> <li>□ 公共施設等運営事業をはじめとした官民連携手法ごとに特徴や効果等の整理を行い、公共施設等運営事業の更なる具体の案件形成にむけた首長等へのトップセールスを実施する。(平成29年度開始、令和4年度強化)〈国土交通省〉</li> <li>□ 先行的に公共施設等運営事業を開始した浜松市、須崎市及び宮城県の着実な事業実施を支援するとともに、実施方針を策定した三浦市の着実な事業開始を支援する。その他具体的に検討を進めている地方公共団体に対しても、技術的な助言等を実施し、案件形成に取り組む。これらの地方公共団体における課題やその解決策等を抽出し、国が全国の地方公共団体に率先して示すことにより、公共施設等運営事業の活用を強力に後押しする。(平成28年度開始)〈国土交通省〉</li> <li>□ 「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」や「民間セクター分科会」を通じて官民のリスク分担や課題の解決方策について、検討を進めるとともに、公共施設等運営事業に取り組む地方公共団体の検討の状況の「見える化」を行う。また、PPP/PFIの導入を推進する観点からも、財務や経営の「見える化」を推進するため、経営に関する指標について地方公共団体間で比較できる情報を提供する。(平成29年度開始)〈国土交通省〉</li> <li>□ 「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」をオンラインで開催するなど、地方公共団体が参加しやすい形で情報共有や意見交換を図る。(平成29年度開始)〈国土交通省〉</li> <li>□ これらの取組の実施状況について、四半期ごとにフォローアップを行う。(平成28年度開始)〈国土交通省〉</li> </ul>

- 下水道管理者におかれては、施設等の老朽化の進行や職員数の減少による人手不足が深刻化しつつある中、下水道事業の持続可能性の確保に向けて、組織体制を補完し、また、経営改善を図るために、下水道分野でのコンセッション方式などの PPP/PFI の導入について、具体的な検討に直ちに着手していただくことが必要。
- 下水道分野のコンセッション方式については、これまでに 4 自治体で事業を実施しており、様々な情報や知見が蓄積されつつあり、案件形成を進めるために、ぜひ参考にさせていただきたい。
- 下水道部としても、令和 5 年度から、社会資本整備総合交付金等についての要件化や重点配分の措置、コンセッション方式などの検討に活用できる新たな支援メニュー（コンセッション方式分科会設置、改正 PPP/PFI 手法選択ガイドラインなど）を設けているため、積極的に取り組んでいただきたい。
- なお、現在、維持管理と改築を一体的に長期間委託することで、運営権を設定することなくコンセッション方式に準ずる効果を期待できる新たな PPP/PFI の手法を検討しているところ。方針が決定され次第、改めて周知する予定。

#### 【令和 5 年度から開始・強化する取組み】

- 社会資本整備総合交付金等について、PPP/PFI の導入に関する民間提案を求め適切な提案を採用することを要件化  
※詳細は下水道事業課「(1) 令和 5 年度予算について」以下を参照
- 社会資本整備総合交付金等について、コンセッション方式に含まれる改築等の費用に対し重点配分 ※詳細は下水道事業課「(1) 令和 5 年度予算について」以下を参照
- 首長等へのトップセールス（コンセッション方式についての意見交換等）の実施を強化
- PPP/PFI 検討会に「コンセッション方式分科会」を新設
- PPP/PFI 導入未経験の地方公共団体担当者に向けて、「手法を選択するまで」をわかりやすくまとめたガイドライン（「PPP/PFI 手法選択 GL」（R5.3 版））の普及
- モデル都市支援の拡充 等

## 2 下水道分野の PPP/PFI 導入支援

### i 全体概要

- 国土交通省（下水道部）では、①案件形成に向けての情報・ノウハウの共有、②各種ガイドライン等の整備、③財政的支援等により、PPP/PFI 導入支援を実施中。
- コンセッション方式をはじめとする多様な PPP/PFI 導入に向けて、それぞれの地方公共団体がこれらの支援制度を利活用し、前向きな検討を開始することを願いたい（まずは、PPP/PFI 検討会への参加や PPP/PFI 手法選択 GL を手に取ることをご検討ください）。

図表 2 下水道分野の PPP/PFI 導入支援（全体概要）

#### ① 案件形成に向けての情報・ノウハウの共有

- 「下水道における新たな PPP/PFI 事業の促進に向けた検討会（PPP/PFI 検討会）」（H27-）
  - ・ 多様な PPP/PFI 導入に向けての情報・ノウハウ等を共有・意見交換等 ※過去資料は Web 公表中
  - ・ 全国の地方公共団体が参加（R2 から併オンライン） <2-3 か月に 1 回程度開催>
  - ・ 「民間セクター分科会」設置（H29-） <年 1-2 回程度開催>
- 「げすいの窓口（下水道の官民連携相談窓口）」（H29-）
  - ・ 地方公共団体の担当者の方々からの相談・質問等をお受けするための相談窓口を設置
- 首長等に対するトップセールス（H28.2-）
  - ・ コンセッション方式について意見交換等を実施し、導入を促進
- 国土交通省（下水道部）ホームページでの情報等の共有



#### ② 各種ガイドライン等の整備

- 下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン（R5.3 版） <PPP/PFI 全般>
- 下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（R4.3 版） <コンセッション方式>
- その他
  - ・ 性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン（H13.4）
  - ・ 処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン（H30.12）
  - ・ 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン（R2.3）
  - ・ 処理場等包括的民間委託導入ガイドライン（R2.6）（公社）日本下水道協会

#### ③ 財政的支援

- モデル都市支援（H28-）
  - ・ コンセッション方式等、先進的な PPP/PFI 導入を検討する地方公共団体に対し、スキーム検討支援等を実施
  - ・ R4 モデル都市（実績）：神奈川県葉山町、山梨県北杜市、大阪府枚方市、大分県大分市
- 社会資本整備総合交付金等
  - ・ 令和 5 年度から、交付要件として「PPP/PFI 導入の民間提案を募集し、適切なものは採用すること」を求める
  - ・ 令和 5 年度から、コンセッション方式の対象に含まれる改築等に重点配分

## ii PPP/PFI 検討会（下水道における新たな PPP/PFI 事業の促進に向けた検討会）

- 地方公共団体を対象に、多様な PPP/PFI 導入に向けて、情報・ノウハウ等を共有し、現地会場を中心に意見交換等を実施。
- 平成 27 年度から設置し、これまでに 32 回開催。合計 337 団体（47 都道府県、239 市、50 町村、1 団体）が参加。 ※令和 5 年 2 月時点
- 令和 5 年度から「コンセッション方式分科会」を新設し、導入検討中団体、導入検討開始団体等を対象に、例えば、導入上の具体的な課題の解決に向けた意見交換、有識者等の助言・支援等、現地会場を中心に比較的小規模で実施する「場」を提供。
- 引き続き、コンセッション方式分科会も含む PPP/PFI 検討会への積極的な参加、先行事例の発表にご協力いただきたい。また、都道府県におかれては自らが参加するとともに管内市町村等への参加の働きかけ等をお願いしたい。

図表 3 PPP/PFI 検討会

### ① 趣旨目的

執行体制の脆弱化、財政状況の逼迫、老朽化施設の増大等が進む中、下水道の機能・サービスの水準を持続的に確保していくため、**多様な PPP/PFI 導入に向けて、情報・ノウハウ等を共有・意見交換等を実施。**

### ② 参加団体

47 都道府県、239 市、50 町村、1 団体  
合計 337 団体（R5.2 時点）



### ③ 開催実績

2015（平成 27）年 10 月に第 1 回を開催  
これまでに 32 回開催（R5.2 時点）

### ④ 開催概要

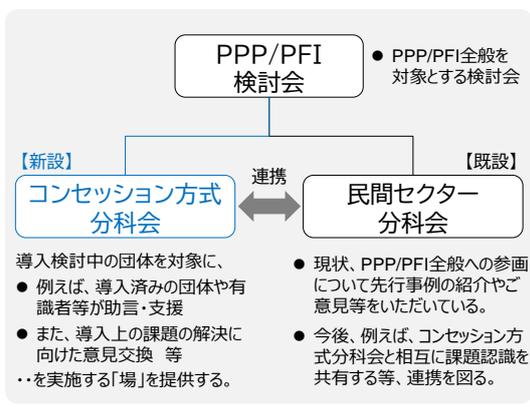
先進的な PPP/PFI に取り組む団体からの事例紹介、国からの情報提供、意見交換等を実施。

### ⑤ スケジュール（2022（令和 4）年度実績）

年月日	回	開催方法、概要等
2022 (R4)	6/30 (木)	第 29 回 検討会 現地会場（東京）+ オンライン（Zoom）
	8/5 (金)	第 30 回 検討会 同上 【下水道展' 22 東京 併催企画】
	11/22 (火)	第 31 回 検討会 同上 【テーマ：上下水道等一体 PPP/PFI】
2023 (R5)	2/28 (火)	第 32 回 検討会 同上 【テーマ：PPP/PFI による汚泥利活用】
	3/7 (火)	第 6 回 民間セク ター分科会 オンラインのみ

### 「コンセッション方式分科会」の設置について

- 「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 4 年改定版）」（R4.6.3）は、「公共施設等運営事業の活用を目指し、**令和 8 年度までに 6 件の具体化を目標**」（下水道分野）としている。
- また、令和 4 年第 14 回経済財政諮問会議（R4.11.22）の議論を踏まえ、岸田総理は、「官民連携の公的投資である PPP（官民連携事業）/PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）について、齊藤大臣を始めとする関係大臣は、**アクションプランの目標上積み**を視野に、**取組を強化**」と述べている。
- 下水道分野でのコンセッション方式の拡大に向けて、令和 5 年度から、「コンセッション方式分科会」を設置し、導入を検討する団体を支援する。



図表 4 PPP/PFI 検討会参加団体一覧 (R5.2時点) (参考)

地整等	都道府県	団体数	参加団体名	地整等	都道府県	団体数	参加団体名
北海道	北海道	5	北海道、札幌市、旭川市、留萌市、知内町	近畿	福井県	4	福井県、福井市、あわら市、越前市
東北	青森県	7	青森県、青森市、弘前市、八戸市、十和田市、六ヶ所村、佐井村		滋賀県	3	滋賀県、大津市、甲賀市
	岩手県	9	岩手県、盛岡市、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、岩手町、紫波町、矢巾町		京都府	6	京都府、京都市、福知山市、宇治市、亀岡市、久御山町
	宮城県	19	宮城県、仙台市、石巻市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、栗原市、大崎市、蔵王町、村田町、柴田町、川崎町、亶理町、山元町、大衡村、涌谷町、美里町、南三陸町		大阪府	18	大阪府、大阪市、堺市、豊中市、 <b>泉大津市</b> 、吹田市、守口市、枚方市、八尾市、富田林市、 <b>四條畷市</b> 、河内長野市、和泉市、柏原市、藤井寺市、大阪狭山市、阪南市、志摩町
	秋田県	5	秋田県、秋田市、大館市、湯上市、美郷町		兵庫県	7	兵庫県、神戸市、姫路市、 <b>尼崎市</b> 、 <b>西宮市</b> 、高砂市、上郡町
	山形県	5	山形県、鶴岡市、酒田市、上山市、東根市		奈良県	3	奈良県、奈良市、五條市
	福島県	8	福島県、福島市、いわき市、会津若松市、郡山市、伊達市、本宮市、会津坂下町		和歌山県	3	和歌山県、和歌山市、有田市
関東	茨城県	9	茨城県、水戸市、竜ヶ崎町、ひたちなか市、 <b>古河市</b> 、 <b>守谷市</b> 、茨城町、五霞町、取手地方広域下水道組合	中国	鳥取県	4	鳥取県、鳥取市、米子市、岩美町
	栃木県	10	栃木県、宇都宮市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、矢板市、茂木町、市貝町、壬生町		島根県	2	島根県、 <b>松江市</b>
	群馬県	9	群馬県、前橋市、高崎市、 <b>桐生市</b> 、 <b>伊勢崎</b> 、館林市、富岡市、安中市、東吾妻町		岡山県	6	岡山県、岡山市、倉敷市、津山市、赤磐市、新庄村
	埼玉県	8	埼玉県、さいたま市、熊谷市、川口市、所沢市、東松山市、草加市、志木市		広島県	10	広島県、広島市、呉市、竹原市、三原市、福山市、大竹市、廿日市市、江田島市、世羅町
	千葉県	13	千葉県、千葉市、市川市、船橋市、館山市、松戸市、東金市、習志野市、柏市、市原市、流山市、我孫子市、香取市		山口県	4	山口県、下関市、宇布市、周南市
	東京都	7	東京都、武蔵野市、調布市、町田市、 <b>小金井市</b> 、小平市、多摩市	四国	徳島県	4	徳島県、徳島市、 <b>吉野川市</b> 、美馬市
	神奈川県	17	神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、機須賀市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、逗子市、三浦市、秦野市、大和市、綾瀬市、葉山町、寒川町、箱根町、湯河原町		香川県	4	香川県、高松市、善通寺市、さぬき市
	山梨県	6	山梨県、甲府市、北杜市、大月市、 <b>韭崎市</b> 、南アルプス市		愛媛県	5	愛媛県、松山市、八幡浜市、新居浜市、伊方町
	長野県	7	長野県、 <b>上田市</b> 、茅野市、塩尻市、御代田町、白馬村、 <b>信濃町</b>		高知県	4	高知県、高知市、須崎市、香美市
北陸	新潟県	13	新潟県、新潟市、長岡市、十日町市、 <b>見附市</b> 、糸魚川市、妙高市、上越市、阿賀野市、佐渡市、南魚沼市、胎内市、阿賀町	九州	福岡県	10	福岡県、北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、 <b>古賀市</b> 、 <b>うきは市</b> 、 <b>朝倉市</b> 、那珂川市、刈田町
	富山県	4	富山県、富山市、高岡市、奥州市		佐賀県	2	佐賀県、佐賀市
	石川県	6	石川県、金沢市、小松市、加賀市、かほく市、津幡町		長崎県	6	長崎県、長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、 <b>川棚町</b>
	岐阜県	4	岐阜県、岐阜市、瑞穂市、富加町		熊本県	5	熊本県、熊本市、荒尾市、山鹿市、宇城市
	静岡県	14	静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、 <b>熱海市</b> 、伊東市、島田市、富士市、焼津市、下田市、湖西市、伊豆市、御前崎市、吉田町	大分県	3	大分県、大分市、杵築市	
	愛知県	17	愛知県、名古屋市長、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、刈谷市、豊田市、安城市、蒲郡市、豊明市、日進市、田原市、東郷町、蟹江町、武豊町	宮崎県	6	宮崎県、宮崎市、延岡市、日向市、小林市、国富町	
	三重県	6	三重県、津市、四日市市、鈴鹿市、名張市、亀山市	鹿児島県	4	鹿児島県、鹿児島市、霧島市、 <b>奄美市</b>	
				沖縄	沖縄県	6	沖縄県、那覇市、宜野湾市、うるま市、本部町、南風原町

合計：337団体 (47都道府県、239市、50町村、1団体) R5.2時点  
 ※第32回の新規参加団体 (19団体) は太字下線

図表 5 PPP/PFI 検討会民間セクター分科会 (参考)

① 趣旨目的

- ・ 下水道事業において、地方公共団体の執行体制の脆弱化、財政状況の逼迫、老朽化施設の増大等が進む中、下水道の機能・サービスの水準をいかに確保していくかが喫緊の課題。
- ・ 今後、民間企業の国内外での積極的な事業展開も見据え、**コンサル方式を含む多様なPPP/PFI事業に取り組む際の課題等について整理**する必要。
- ・ 下水道事業に携わる、あるいは関心のある**民間企業がコンサル方式などのPPP/PFI手法を推進する際に課題となる事項や解決方策に対して具体的な検討**を行い、下水道事業において更なる官民連携が促進されることを目的として、本分科会を設置。



② 参加企業

これまでに合計27企業 (R5.3時点)

- メタウォーター(株)、水ing(株)、(株)クボタ、月島機械(株)、(株)明電舎、三機工業(株)、積水化学工業(株)、(株)西原環境、(株)日水コン、(株)NJS、新日本有限責任監査法人、PwCアドバイザリー合同会社、(株)東京設計事務所、月島テクノメンテサービス(株)、管清工業(株)、ヴェオリ・ジェネッツ(株)、日本水工設計(株)、大成建設(株)、(株)荏原製作所、(株)ヤマコ、高杉商事(株)、(株)環境管理センター、東北環境開発(株)、富士ロードサービス(株)、(株)サンダ、東急建設(株)、前田建設工業(株)

③ 開催実績・概要

年月日	回	議題等
2017 H29. 7. 4	第1回	・ 下水道分野におけるPPP/PFIを含む政府の最新動向 ・ 下水道分野において更なる官民連携を進めるための課題等について 等
2018 H30. 3. 6	第2回	・ 下水道分野におけるPPP/PFIを含む政府の最新動向 ・ 未来投資戦略2017での指摘事項について 等
2019 H31. 2. 15	第3回	・ 下水道分野におけるPPP/PFIを含む政府の最新動向 ・ 処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドラインの概要
2021 R3. 3. 5	第4回	・ 令和3年度下水道関係予算概要 ・ 下水道分野におけるPPP/PFIの推進について ・ 民間企業からの発表 【完全オンライン開催】
2022 R4. 3. 10	第5回	・ PPP/PFI事業民間提案推進マニュアルについて ・ 令和4年度下水道関係予算概要 ・ 下水道分野におけるPPP/PFIの推進について ・ 民間企業からの発表 【完全オンライン開催】
2023 R5. 3. 7	第6回	・ 民間企業からの発表 ・ 令和5年度下水道関係予算の概要 【完全オンライン開催】



iii PPP/PFI 手法選択 GL(下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン)

- 「具体的な課題から解決策としての PPP/PFI 手法を選択するまで」を解説するガイドラインを令和 4 年度 (R5.3) に改正。
- PPP/PFI は、仕組みが複雑で検討也多岐にわたるため、知見が不足しがちであり、特に導入未経験または中小規模の地方公共団体を中心に、さらに導入を促進する観点から、当該団体職員が「まず最初に手に取る」わかりやすいガイドラインとなるよう、検討会を設置し、改正を実施。
- 導入経験済み団体に向けて、対象範囲拡大等、さらなる PPP/PFI 利活用のヒントを盛り込んだほか、PPP/PFI と関連手法を組み合わせた施策展開、デジタル・脱炭素・広域化等への PPP/PFI の活用も解説。
- PPP/PFI 手法選択後は、例えば、「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン」(R4.3 版) 等、個別のガイドラインを参照いただく。
- 国土交通省(下水道部)ホームページを確認いただき、まずは手に取っていただきたい。

図表 6 PPP/PFI 手法選択 GL

<p>■ 具体的な課題から解決策としての PPP/PFI 手法を選択するまでを解説するガイドラインを改正しました。</p>	
<p>現状・現行ガイドラインの課題と改正の概要</p>	<p>改正ガイドラインのポイント</p>
<p>現行ガイドライン策定 (H29.1)</p>	
<p><b>現状・現行ガイドラインの課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ PPP/PFI 手法の導入が進んできているものの、一部で伸び悩んでいると考えられる。</li> <li>■ 原因の一つとして、<b>PPP/PFI 手法は、仕組みが複雑で検討也多岐にわたるため、特に中小規模団体等で知見が不足しがちな上、施設等の規模も小さく事業性が劣ること等が挙げられる。</b></li> </ul>	
<p><b>改正の概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>中小規模団体を中心に下水道事業への PPP/PFI 手法の導入をさらに促進する観点から、PPP/PFI 手法の知見が不足する地方公共団体職員に向けて、まず最初に手に取るガイドラインとなるよう改正。</b></li> </ul>	
<p>1 章</p>	<p style="text-align: center;">総論</p> <p><b>ガイドラインの対象</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ すべての下水道管理者・担当者を対象とする</li> <li>✓ 特に PPP/PFI 導入未経験の地方公共団体を想定 (経験済み団体はさらなる利活用、レベルアップ)</li> </ul> <p><b>ガイドラインの読み方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ PPP/PFI の仕組みから知りたい人、手順を知りたい人等のために、どこから読み進めたら良いかを紹介する</li> </ul>
<p>2 章</p>	<p style="text-align: center;">PPP/PFI 手法の概要</p> <p><b>手法の分類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ PPP/PFI 手法の全体像・実施状況を解説</li> </ul> <p><b>各手法における特徴</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 従来型個別委託、包括的民間委託、DB、DBO、PFI、コンセッション等の特徴や具体例を紹介</li> </ul> <p><b>PPP/PFI と関連手法を組み合わせた施策展開のイメージ</b></p> <p>デジタル・脱炭素・広域化等への PPP/PFI の活用について</p>
<p>3 章</p>	<p style="text-align: center;">PPP/PFI 手法の選定フロー</p> <p><b>手法選択のステップ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ PPP/PFI 手法を選択するまでのステップの流れに沿って整理</li> <li>✓ 具体的な検討に先立つ準備(ステップ0)を設定</li> </ul> <p><b>各ステップの基本的な考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 事業体の課題整理、簡易的な比較検討方法、PPP/PFI 手法の選定までの各段階における検討課題・考え方を整理</li> </ul>

#### iv モデル都市支援

(下水道事業における公共施設等運営事業等の案件形成に関する方策検討等)

- 下水道分野での多様な PPP/PFI の案件形成に向けて、先進的な PPP/PFI 導入を検討するモデル都市（地域）の課題整理、スキーム検討、効果分析等を実施し、その成果を全国に横展開。
- 具体的には、国土交通省（下水道部）が先進的な PPP/PFI 導入を検討するモデル都市を募集・選定し、別途委託する専門家（コンサルタント等）とともにモデル都市の検討を支援。
- 令和 5 年度は、モデル都市の件数を増加し、また、支援の内容をモデル都市の検討段階等に応じて拡充したところ、多数の応募を頂いた。
- 来年度以降も積極的な応募の検討をお願いしたい。

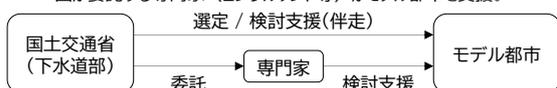
図表 7 モデル都市支援

#### ① 趣旨目的

下水道分野での多様な PPP/PFI の案件形成に向けて、先進的な PPP/PFI 導入を検討するモデル都市（地域）の課題整理、スキーム検討、効果分析等を実施し、その成果を全国に横展開する。

#### ② モデル都市支援の概要

- ・ 本募集への応募団体の中から先進的な PPP/PFI 導入を検討する（しようとする）モデル都市を選定。
- ・ 国が委託する専門家（コンサルタント等）がモデル都市を支援。



#### ③ 対象範囲

対象施設・業務範囲等、下水道分野での多様な PPP/PFI の案件形成に資するモデル性の高い検討であれば、導入前の準備から導入後の検証や次期以降に向けた準備等、いずれの段階も支援。

#### 令和4年度の概要

●：概要 ※：ポイント

モデル都市	検討概要等
神奈川県 葉山町	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広域化・共同化(処理場施設統廃合)や、コンセッション方式導入等を検討(導入可能性調査(FS))</li> <li>● デューデリジェンス(DD)実施に際し、公営企業会計移行、経営戦略策定、ストマネ計画策定等で整備された既存情報でどこまでまかなえているか分析・検討</li> </ul>
山梨県 北杜市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運転管理の効率化を前提とした建設改良の実現におけるスキームの最適化</li> <li>● 市場性調査に向けたクローズドサウンディングの実施 ※処理区統廃合を進め、さらに個別に随意契約している管理業務を、包括的民間委託を念頭に、PPP/PFI手法により実施</li> </ul>
大阪府 枚方市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● PPP/PFIの発注に際し、施設情報等統一化の検討 ※サウンディング段階で必要となるインフォメーションパッケージ(IP)項目について、民間ヒアリング等を通じて調査・検討</li> </ul>
大分県 大分市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 未普及対策としてのPPP/PFI導入検討(管路面整備及び中継ポンプ場新設) ※未普及(汚水管きょ建設(排水設備工事含む)と中継ポンプ場建設)と建設後施設維持管理のPPP/PFI導入検討</li> </ul>

**Case①**  
現状分析・課題洗い出し、対応時期の整理

WSIによる職員間の認識共有

**Case②**  
事業運営支援業務（官民役割分担）の検討

業務項目	直営業務	民間委託業務	
		早期(1~2年)	中長期(5年以上)
企画・連携	方針決定 説明責任		(事務支援)
財政			(会計事務)
管財・契約			(事務支援)
排水設備	各種業務の 実業判断		事業運営支援等
計画	経営判断		
工務	業務管理 (一般業務)	個別委託	事業運営支援
維持管理		DB+DBO (個別委託)	コンセッション等
		包括委託	

業務棚卸結果に基づく導入後の役割分担整理

**Case③**  
PPP/PFI導入済み団体での事後評価方法の検討

事後評価と反映の仕組みづくり

### 3 下水道分野の PPP/PFI 実施状況

#### i 全体概要

- 下水処理場の管理（機械の点検・操作等）について 9 割以上が民間委託を実施。
- このうち、施設の運転管理・巡視・点検・調査・清掃・修繕・薬品燃料調達等を一括して複数年にわたり委ねる包括的民間委託は、処理場で 552 施設、管路で 49 契約が実施されており、近年増加中。
- 下水汚泥を利活用するガス発電や固形燃料化を中心に、DBO 方式・PFI（従来型）は 46 施設で実施中。
- PFI（コンセッション方式）について、平成 30 年 4 月に静岡県浜松市、令和 2 年 4 月に高知県須崎市、令和 4 年 4 月に宮城県、令和 5 年 4 月に神奈川県三浦市で、それぞれ事業が開始された。

図表 8 下水道分野の PPP/PFI 実施状況（全体概要）

(R4.4時点で実施中のもの。国土交通省調査による)  
 (\* R2 総務省「地方公営企業決算状況調査」による。R3.3.31時点)  
 \*\* 管路施設としては単一業務のみだが、処理場包括的民間委託等と包括された 2 契約 (2 団体) を含む  
 ※ 1 団体で複数の施設を対象とした PPP/PFI 事業を行う場合があるため、必ずしも団体数の合計は一致しない

下水道施設	下水処理場			
	下水処理場 (全国2,201箇所*)	ポンプ場 (全国6,092箇所*)	管路施設 (全国約49万km*)	全体 (全国1,473団体)
包括的民間委託	552箇所 (279団体)	1108箇所(187団体)	49契約 (37団体)**	(298団体)
指定管理者制度	62箇所 (21団体)	97箇所 (12団体)	33契約 (12団体)	(21団体)
DBO方式	32箇所 (26団体)	2箇所 (2団体)	0契約 (0団体)	(28団体)
PFI(従来型)	11箇所 (8団体)	0箇所 (0団体)	1契約 (1団体)	(9団体)
PFI(コンセッション方式)	6箇所 (3団体)	10箇所 (2団体)	1契約 (1団体)	(3団体)

## ii 包括的民間委託

### ① 下水処理場・ポンプ場

- 下水処理場・ポンプ場の包括的民間委託は、下水道事業のサービスの質を確保しつつ民間の創意工夫を活かした効率的な維持管理を行うための委託方式。
- 性能発注方式であること、複数年契約であることを基本的な要素とする。
- 複数年の契約において、民間事業者が施設を適切に運転し、一定の性能（パフォーマンス）を発揮することができるのであれば、施設の運転方法の詳細等については民間事業者の自由裁量に任せるという考え方。

（参考：ガイドライン）

- 「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン」（R2.6版、公益社団法人日本下水道協会）
- 「処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン」（H30.12版、公益社団法人日本下水道協会）

図表 9 下水処理場 包括的民間委託 実施状況（R4.4時点）

#### ■ 定義

- 処理場・ポンプ場の包括的民間委託とは、下水道事業のサービスの質を確保しつつ民間の創意工夫を活かした効率的な維持管理を行うための委託方式
- **性能発注**方式であること、**複数年契約**であることを基本的な要素とする

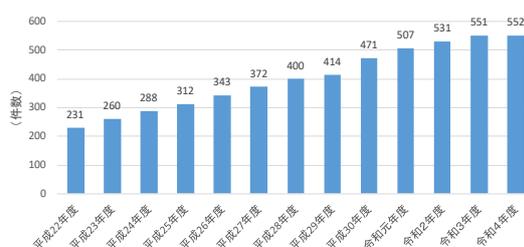
（複数年の契約において、民間事業者が施設を適切に運転し、一定の性能（パフォーマンス）を発揮することができるのであれば、施設の運転方法の詳細等については民間事業者の自由裁量に任せるという考え方）

#### ■ 包括的民間委託レベル（性能発注）

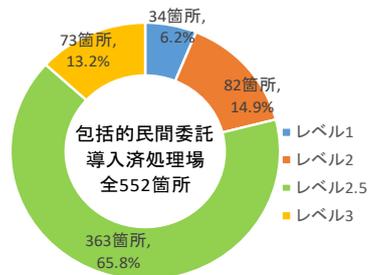
項目	業務範囲
レベル1	水質管理、施設の運転操作及び保守点検の性能発注
レベル2	レベル1に加え、ユーティリティの調達及び管理を含めた性能発注
レベル2.5	レベル2に加え、一件当たりの金額が一定額以下の修繕等を含めた性能発注
レベル3	レベル2に加え、資本的支出に該当しない下水道施設の修繕計画の策定・実施までを含めた性能発注

（出典）処理場等包括的民間委託導入ガイドライン 令和2年6月公益社団法人日本下水道協会

#### ■ 実施件数の推移



#### ■ 実施件数の委託レベル内訳



（出典）国土交通省調査（時点：R4.4.1）

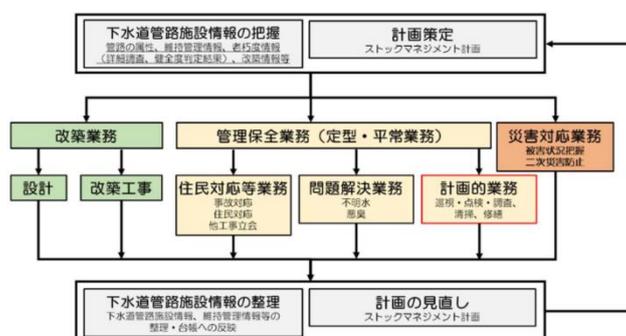
## ② 管路施設

- 管路施設の包括的民間委託は、基本的に、管路管理に係る複数業務をパッケージ化し、複数年契約にて実施する方式。
- 民間の実施体制及び創意工夫を活かすことで、維持管理の効率化及び質の向上が期待され、適切な管路管理を実践していくための有効な手段の一つ。

(参考：ガイドライン)

- 「下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン」(R2.3版、国土交通省)

図表 10 管路管理の包括的民間委託における対象業務



図表 11 管路施設 包括的民間委託 実施状況 (R4.4時点)

### 49 契約

地方公共団体	事業開始	事業名
岩見沢市	H29.4.1	下水道管路施設維持管理業務
東吾妻町	H29.4.1	吾妻浄化センター処理施設及び下水道管路維持管理業務委託
大阪市	H29.4.1	大阪市内一円下水道施設等維持管理業務委託
十勝圏複合事務組合	H30.4.1	下水道施設運転管理業務委託
かほく市	H30.4.1	かほく市上下水道事業包括的民間委託
長野県	H30.4.17	豊田終末処理場包括運転監理業務
柏市	H30.10.1	柏市公共下水道管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託
奈良市	H30.10.1	奈良市東部地域等における上下水道施設等包括的維持管理業務委託
千葉県	H31.4.1	花見川第二終末処理場他維持管理包括委託
鳥栖市	H31.4.1	鳥栖市浄化センター維持管理業務
山梨県	H31.4.1	峡東浄化センター運転管理等包括委託
山梨県	H31.4.1	富士北麓浄化センター運転管理等包括委託
山梨県	H31.4.1	釜無川浄化センター運転管理等包括委託
山梨県	H31.4.1	桂川清流センター運転管理等包括委託
大津市	H31.4.1	管渠維持管理等業務
堺市	H31.4.1	堺市北部下水道管路施設維持管理等業務
堺市	H31.4.1	堺市南部下水道管路施設維持管理等業務
三春町	H31.4.1	三春町上下水道施設運転管理業務委託
安曇野市	R2.4.1	安曇野市下水道施設等維持管理業務委託
旭川市	R2.4.1	下水道施設維持管理業務
旭川市	R2.4.1	下水道管路維持管理業務
土佐町	R2.4.1	土佐町上下水道に係る運転管理業務
守谷市	R2.4.1	守谷市管路施設管理業務委託
伊東市	R2.4.1	伊東市公共下水道施設等維持管理業務委託
中能登町	R2.4.1	中能登町下水道処理施設維持管理業務委託
京都市	R2.4.1	京都市西部下水道管路施設維持管理委託

(R4.4.1時点で実施中のもの。国土交通省調査による)

地方公共団体	事業開始	事業名
富士市	R2.11.1	富士市終末処理場管理運転等業務委託
姫路市	R3.3.26	下水道管路施設包括的維持管理等業務委託
鳥取市	R3.3.31	鳥取市鳥取国府地域下水道等施設包括的管理委託業務
青梅市	R3.4.1	青梅市公共下水道管まよ維持管理業務委託
千葉県	R3.4.1	花見川終末処理場他維持管理包括委託
千葉県	R3.4.1	手賀沼終末処理場他維持管理包括委託
都城市	R3.4.1	中央終末処理場等包括的維持管理業務委託
都城市	R3.4.1	都城浄化センター等包括的維持管理業務委託
都城市	R3.4.1	高城浄化センター等包括的維持管理業務委託
河内長野市	R3.4.1	河内長野市下水道管路施設包括的管理業務
大阪狭山市	R3.4.1	大阪狭山市公共下水道施設包括的維持管理業務(第2期)
鳥取市	R3.4.1	鳥取市南部地域下水道等施設包括的管理委託業務
鳥取市	R3.4.1	鳥取市西部地域下水道等施設包括的管理委託業務
鳥取市	R3.4.1	鳥取市福部地域下水道等施設包括的管理委託業務
豊田市	R3.4.1	豊田市下水道管路施設包括的維持管理業務委託
四日市市	R3.4.1	四日市市公共下水道管路施設包括的維持管理業務委託
吹田市	R3.4.1	下水道管路施設維持管路等業務
宜野湾市	R3.4.1	宜野湾市上下水道事業包括業務委託
仙台市	R3.10.1	仙台市若林区下水道管路施設等維持管理業務委託
秋田県	R4.4.1	秋田県下水道管路等包括管理業務委託
松戸市	R4.4.1	下水道管路施設包括的維持管理業務委託
多摩市	R4.4.1	多摩市下水道施設包括的維持管理業務委託
みよし市	R4.4.1	みよし市下水道管路施設包括的維持管理業務委託(三好処理区 他)

※ 管路施設の包括的民間委託の定義：  
複数年契約であること、かつ、管路管理に係る複数の業務や処理施設等の管理業務とパッケージ化して実施する方式。

### iii PFI（従来型）・DBO方式

- PFI（従来型）は、民間が資金調達し、施設の設計・建設、運営を民間が一体的に実施する方式のうち、PFI（コンセッション方式）を除くもの。
- DBO方式は、公共が資金調達し、施設の設計・建設、運営を民間が一体的に実施する方式。
- いずれの手法も、下水汚泥の利活用（ガス発電、固形燃料化、肥料化等）を中心に、PFI（従来型）は12契約、DBO方式は33契約、実施中。
- 下水汚泥の肥料化に際し、PFI（従来型）・DBO方式の利活用も積極的に検討いただきたい。

図表 12 PFI（従来型）・DBO方式 実施状況（R4.4時点）

#### <PFI（従来型）> 12 契約

地方公共団体	PFI（従来型）事業名
東京都（H14.10）	森ヶ崎水再生センター常用発電設備整備事業
大阪市（H18.4）	津守下水処理場消化ガス発電設備整備事業
横浜市（H20.8）	北部汚泥資源化センター消化ガス発電設備整備事業
黒部市（H21.4）	下水道バイオマスエネルギー利活用施設整備運営事業
大阪市（H23.4）	平野下水処理場汚泥固形燃料化事業
横浜市（H24.7）	横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
豊橋市（H26.12）	豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業
愛知県（H26.12）	豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業
佐野市（H27.3）	佐野市水処理センター再生可能エネルギー発電事業
横浜市（H28.8）	横浜市北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業
富田林市（H31.3）	富田林市下水道管渠長寿命化PFI事業
小山市（R3.11）	小山水処理センター汚泥処理・有効利用施設整備及び運営事業

※ 設計・施工・管理一括発注（DB+0含む）

#### <DBO方式> 33 契約

地方公共団体	DBO方式 事業名
東京都（H16.11）	森ヶ崎水再生センター 小水力発電設備整備委託事業
東京都（H17.11）	東部スラッジプラント 汚泥炭化事業
兵庫県（H19.2）	兵庫西流域下水汚泥処理場 1・2系溶融炉改築工事
佐賀市（H19.5）	佐賀市下水浄化センター 汚泥堆肥化事業
東京都（H20.7）	清瀬水再生センター 汚泥ガス化炉事業
薩摩川内市（H21.1）	汚泥再生処理センター 施設整備運営事業
広島市（H21.3）	広島市西部水資源再生センター 下水汚泥燃料化事業
愛知県（H21.12）	衣浦東部浄化センター 下水汚泥燃料化事業
東京都（H23.2）	東部スラッジプラント 汚泥炭化事業（その2）

（R4.4.1時点で実施中のもの。国土交通省調査による）

地方公共団体	DBO方式 事業名
埼玉県（H23.12）	新河岸川水循環センター 下水汚泥固形燃料化事業
西海市（H24.11）	西海市エネルギー回収推進施設 整備・運営事業
滋賀県（H25.1）	湖西浄化センター 下水汚泥燃料化事業
北九州市（H25.4）	日明浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
熊本市（H25.4）	下水汚泥固形燃料化事業
京都府（H25.10）	洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
広島県（H26.10）	芦田川浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
静岡市（H26.12）	中島浄化センター 汚泥燃料化事業
秋田県（H27.7）	県北地区広域汚泥資源化事業（米代川流域下水道・大館処理センター）
福岡県（H28.1）	御笠川浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
名古屋市（H29.2）	空見スラッジサイクルセンター 下水汚泥固形燃料化事業
大阪市（H29.9）	大阪市海老江下水処理場 改築更新事業
宇部市（H29.10）	玉川ポンプ場事業
福岡市（H29.12）	福岡市西部水処理センター 下水汚泥固形燃料化事業
大船渡市（H30.4）	大船渡浄化センター 施設改良付包括運営事業
京都市（H30.5）	鳥羽水環境保全センター下水汚泥固形燃料化事業
市原市（R2.3）	松ヶ島最終処理場 下水汚泥固形燃料化事業
いわき市（R2.12）	いわき市下水汚泥等利活用事業
福知山市（R3.3）	福知山市汚泥処理施設再構築事業
神戸市（R3.3）	神戸駅周辺地区浸水対策事業
秋田県（R3.4）	県南地区広域汚泥資源化事業（秋田湾・雄物川流域下水道・横手処理センター）
大阪府（R3.12）	大和川下流域下水道道今池水みらいセンター包括管理事業
大分市（R4.1）	大分市下水汚泥燃料化事業
滋賀県（R4.3）	高島浄化センター コンポスト化事業

※ 図表の年月は事業開始時期

#### iv PFI（コンセッション方式）

- 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」2条6項で定義される「公共施設等運営事業」のこと。
- 公共施設等の管理者等が所有権を有し、利用料金を徴収する公共施設等について、公共施設等運営権の設定を受けて、運営等（※）を行い、利用料金を自らの収入として収受するもの。 ※運営等＝運営、企画、改築、維持管理等
- 運営権者が収受する下水道利用料金は実施方針に関する条例及び実施方針に基づく。
- 今後、さらにヒト・モノ・カネの課題が深刻化する中、事業・経営の持続可能性を確保するための一手段として、コンセッション方式等のPPP/PFI（による経営ノウハウ、創意工夫、民間資金等の活用）が重要。

（参考：ガイドライン）

- 「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン」（R4.3版、国土交通省）

図表 13 コンセッション方式 先行事例①（静岡県浜松市）

### <事業概要>

**対象事業：** 処理場（1か所）・ポンプ場（2か所）（西遠処理区＝浜松市内最大処理区）の維持管理・機械電気設備改築更新

**事業期間：** 20年間（平成30年4月事業開始）

**運営権者：** 浜松ウォーターシンフォニー株式会社  
（ヴェオリア・ジャパン、ヴェオリア・ジェネッツ、JFEエンジニアリング、オリックス、須山建設、東急建設が設立した特別目的会社）

**VFM：14.4%**  
（総事業費（現在価値換算後）が約600億円→約514億円へ縮減）

**運営権対価：25億円**

---

**【運営権者の取組と効果】**

- ・修繕等の内製化：保全管理費を約**35.8%削減**（令和3年度）  
（浜松市想定コスト6.46億円⇒4.15億円）
- ・運転管理最適化による節電・投入薬品等の節約による環境負荷の低減：エネルギー消費原単位**1.7%減**、ユーティリティ費約**36.6%減**
- ・委託業者/運営権者の従業員における正規雇用の割合：  
平成29年度末74%（46名中34名）→令和3年度末**85%**（46名中39名）

**【特徴的な取組】**

- ① スマートフォンを活用した点検業務の効率化
- ② 維持管理と改築の一体的な実施
- ③ 市職員及び市内業者を招いて労働安全衛生教育を開催
- ④ 地域活性化に貢献する起業家支援プログラムを実施

**【視察への対応】**

- ・行政・企業等から約800名が視察（平成30年4月1日～令和4年3月31日）
- ※令和2年度は新型コロナウイルスの影響により現地視察の受け入れ停止

### <事業対象施設の位置図>

### <スケジュール>

平成25年度	導入可能性調査
平成26年度	デューデリジェンス実施
平成28年2月	実施方針に関する条例制定・実施方針策定
平成28年4月	<b>静岡県より対象施設移管・包括的民間委託開始</b>
平成28年5月	事業者公募
平成29年3月	優先交渉権者選定結果の公表
平成29年10月	運営権設定・実施契約締結
平成30年4月	<b>事業開始</b>

図表 14 コンセッション方式 先行事例②（高知県須崎市）

### <事業概要>

**人口：** 2.0万人（令和4年2月末時点）

**対象事業：** 下水道の**終末処理場**（1か所）、**管渠（汚水）**（10km）の経営、企画、運転維持管理【**公共施設等運営事業**】、**漁業集落排水処理施設**の維持管理、**クリーンセンター**等の運転維持管理【**包括的民間委託**】、下水道の**雨水ポンプ場**の保守点検、**管渠（雨水）**の維持管理【**委託（仕様発注）**】をパッケージ化

**事業期間：** 19.5年間

**運営権者：** 株式会社クリンパートナーズ須崎（NJS、四国ポンプセンター、日立造船中国工事、PFI推進機構、四国銀行が設立した特別目的会社）

**VFM：約7.6%**（19.5年で、約2億2300万円の削減効果）

---

### <事業スキーム（公共施設等運営事業+包括的民間委託等）>

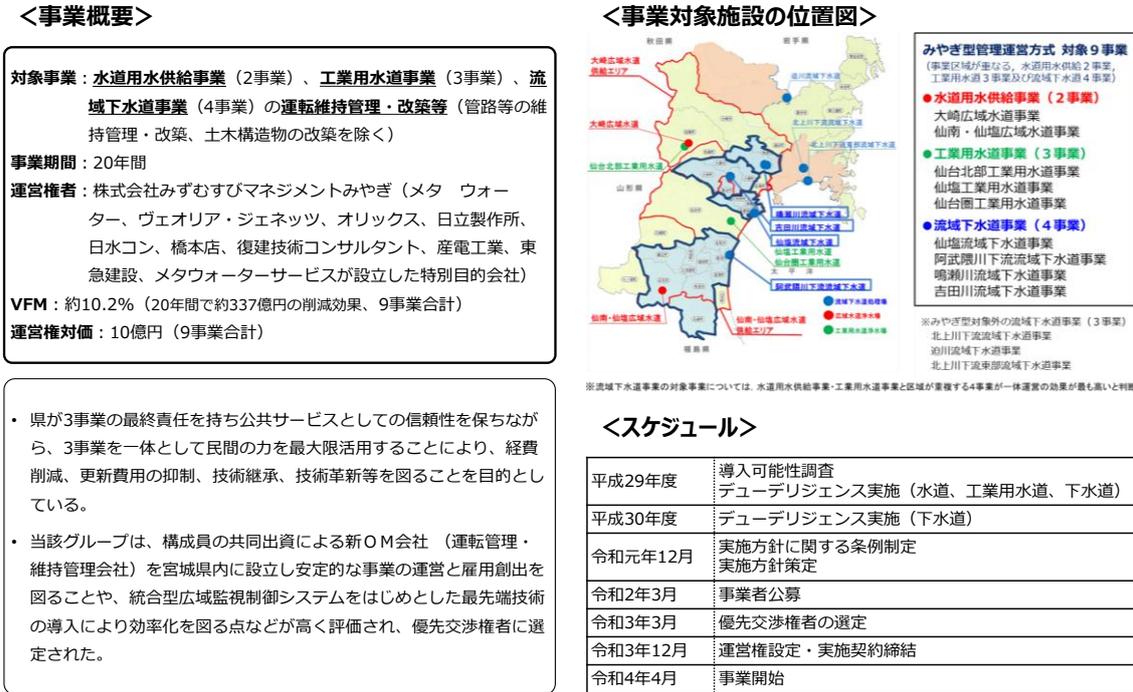
対象事業	事業方式
下水道管渠（汚水）	経営、企画、維持管理 公共施設等運営事業
終末処理場	経営、企画、運転維持管理 【～令和6年9月(予定)】 包括的民間委託 【令和6年10月～(予定)】 公共施設等運営事業
雨水ポンプ場	保守点検 委託（仕様発注）
下水道管渠（雨水）	維持管理 委託（仕様発注）
浄化槽	維持管理 包括的民間委託
中継ポンプ施設	維持管理 包括的民間委託
クリーンセンター等	運転維持管理 包括的民間委託

### <事業対象施設の位置図>

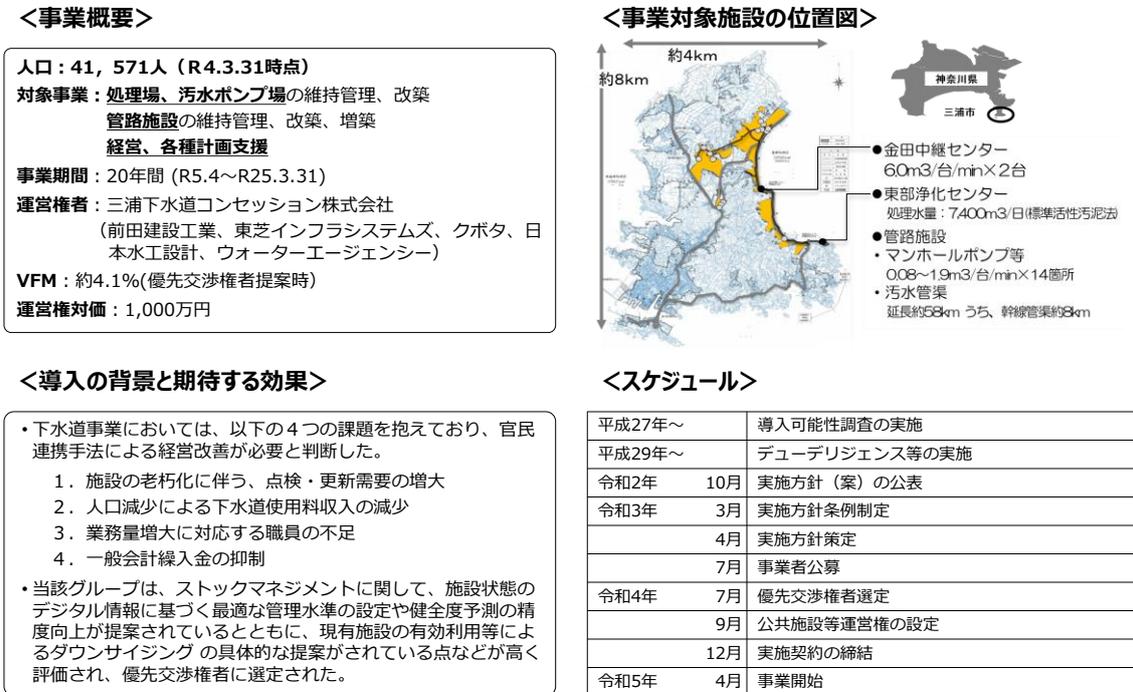
### <スケジュール>

平成28年度	PFI法第6条に基づく民間提案を受付 導入可能性調査
平成29年度	デューデリジェンス実施
平成29年12月	実施方針に関する条例制定
平成30年2月	実施方針策定
平成30年8月	事業者公募
平成31年1月	優先交渉権者を選定
令和元年12月	運営権設定・実施契約締結
令和2年4月	<b>事業開始</b>

図表 15 コンセッション方式 先行事例③（宮城県）



図表 16 コンセッション方式 先行事例④（神奈川県三浦市）



## 2) 下水道用地の利活用

- 人口減少等により当初想定した下水道施設等の整備を要しなくなったことなどに伴い、余剰地が増える見込みであり、施設用地の有効利用による収益確保が重要。
- 民間収益施設併設事業による下水道用地の活用事例は全国で 82 契約。(R4.4 時点)
- そのうち約 9 割が再生可能エネルギー事業（バイオガス発電、太陽光発電等）であり、各地方公共団体は収益施設を運営する事業者から賃料収入等を確保。
- 下水道用地等に係る財産処分は、原則として国の承認（国庫納付）が必要であるが、柔軟な対応も可能。

図表 17 下水道用地の利活用（先行事例）

下水道用地の活用	下水道用地(上部空間)の活用	下水道用地(上部空間)の活用 + バイオガスの活用
 <p style="text-align: center;"><b>山形県 山形浄化センター</b></p>	 <p style="text-align: center;"><b>大阪府 竜華水みらいセンター</b></p>	 <p style="text-align: center;"><b>神戸市 垂水処理場</b></p>
<p><b>太陽光発電 (H25.10運転開始)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○山形県は下水処理場にある用地を民間事業者に貸付。</li> <li>○設備容量は約2000kW。</li> <li>○県は用地の賃料として、民間事業者から年間約460万円を受領。</li> <li>○財産処分区分は、有償貸付け。収益は維持管理費相当額を超えないため、補助金返還は不要。</li> </ul>	<p><b>スポーツ施設・スーパーマーケット等を併設 (H23.8開業)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大阪府は下水処理場の上部空間を民間事業者に貸付(事業用定期借地権)。</li> <li>○賃料:年間約4,700万円</li> <li>※総額:約9億8,400万円(21年間)</li> <li>○財産処分区分は、有償貸付け。収益は維持管理費相当額を超えないため、補助金返還は不要。</li> </ul>	<p><b>太陽光発電とバイオガスのダブル発電 (H26.3運転開始)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○神戸市と民間事業者との共同事業。神戸市は、民間事業者に下水処理場の上部空間、消化ガスを提供。民間事業者は太陽光・バイオガスによる発電事業を行い、売電収入の一部を市に支払い。</li> <li>○年間売電収入は 約1億7,000万円、そのうち約2割が市の収入。</li> <li>○財産処分区分は、目的外使用(収益あり)。収益は維持管理費相当額を超えないため、補助金返還は不要</li> </ul>



### (3) 下水道の適切な維持管理について

#### 1) 維持管理事故への対応

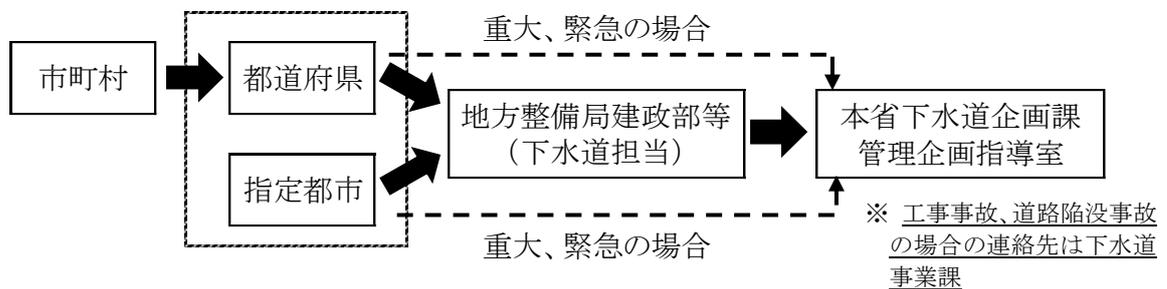
##### ①事故発生時の情報連絡

###### (i) 事故報告

下水道維持管理上の事故発生時においては、都道府県・指定都市から地方整備局建政部等（下水道担当）に速やかに情報連絡されるようお願いする。

なお、重大な事故や緊急を要する場合は、都道府県・指定都市から本省下水道企画課管理企画指導室にも併せて直接連絡されるようお願いする。

##### 【情報連絡ルート】



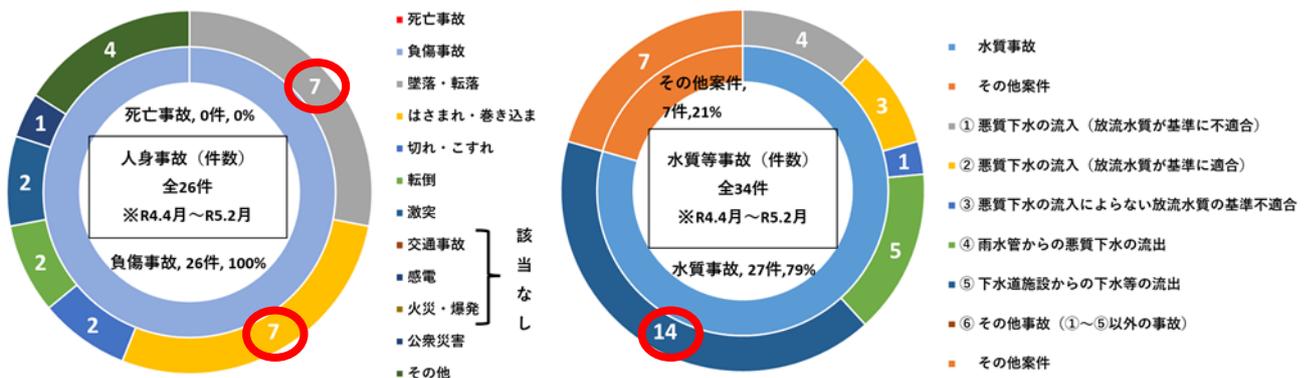
##### ②事故の再発防止

###### (i) 維持管理事故の発生状況

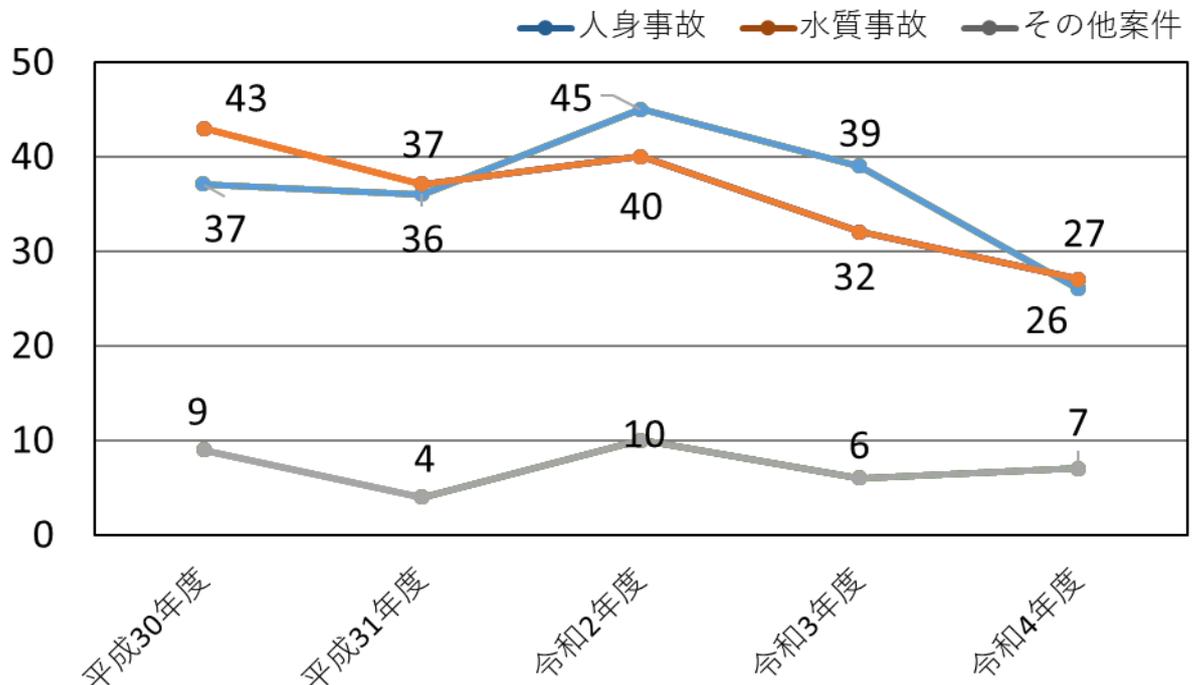
令和5年2月末時点において、人身事故が26件（うち死亡0件、負傷26件）、水質事故等が34件発生し、令和3年度の同時期に比べて人身事故は9件減、水質事故等は2件減となっている。人身事故は、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」、水質事故は、「下水道施設からの下水等の流出」が最も多くなっている。

基本的な安全対策についての不注意に起因する事故などが多く、基本事項の徹底等、事故防止について高い意識を持って維持管理作業に当たることが重要である。

##### ➤ 発生事故分類別事故件数



➤ 維持管理事故件数の推移



(ii) 令和4年度の維持管理事故の主な事例

➤ 河川横断部に設置された河川水逆流防止用ゲートの閉塞による汚水滞留事案

【概要】令和4年6月6日、愛知県の流域下水道幹線管きよの河川地下横断部において、河川水の逆流防止のための緊急対応ゲートが突然閉塞したことにより、下水処理場への流下機能が停止し、汚水が管きよ内に滞留する事案が発生した。

本件事案については、令和4年6月10日に下水道部下水道企画課管理企画指導室企画専門官事務連絡「下水道の管路施設に設置した逆流防止用ゲートの閉塞について」を全国に発出し、「下水道維持管理指針 実務編－2014年版－」（平成26年9月（公社）日本下水道協会）第11章第2節「I ゲート設備」等を参考に、同様の事案が発生しないよう必要な点検等を実施するよう、注意喚起を行った。

しかしながら、令和5年1月31日に広島県の流域下水道幹線管きよにおいても、河川地下横断部における河川水の逆流防止用ゲートが閉塞し汚水が管きよ内に滞留し、上流の公共下水道のマンホールから汚水が溢水するといった類似事案が発生しているところである。

各下水道管理者においては、事務連絡や維持管理指針等を参考にして、河川地下横断部における河川水の逆流防止用ゲートについて、点検や整備等の適切な実施をお願いする。

➤ 汚水中継ポンプ場におけるポンプの破損による汚水の河川流出事案

【概要】令和4年8月17日、沖縄県沖縄市の汚水中継ポンプ場においてメインポンプ1台が老朽化により故障し、メインポンプ故障以前から故障していた補助ポンプ2台と共に、既設ポンプ3台が全て故障したことで、汚水の

流下機能が喪失し、ポンプ場構内のマンホール内の水位が上昇し、汚水が河川へ流出する事案が発生した。

本件の発生原因は、メインポンプ故障以前から故障していた補助ポンプについて、故障した時点で速やかな修繕や、代替手段による機能確保の検討等の適切な対応が図られていなかったことが原因と考えられ、更に事後的な対応となったことにより、復旧までに本来必要のなかった多額の費用と78日間といった長期の日数を要することとなった。

本件事案については、令和4年11月17日に下水道部下水道企画課管理企画指導室企画専門官・下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐事務連絡「汚水中継ポンプ場の適切な機能確保について」を全国に発出し、「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドラインー2015年版ー」（平成27年11月国土交通省）等を参考として、同様の事案が発生しないよう必要な措置等を実施するよう、注意喚起を行った。

各下水道管理者においては、事務連絡や下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン等を参考にして、補助ポンプが故障した場合であっても速やかな対応により適切な機能確保を図るとともに、予め必要な予算を確保し、ポンプのように予防保全とすべき設備については、計画的な点検・調査及び修繕・改築の適切な実施をお願いする。

### (iii) 事故情報データベースの公開等

下水道維持管理上の事故情報をデータベース化し、国土交通省下水道部ホームページで公開している。併せて、死亡事故などの重大事故に関して、過去に発出した通知及び手引き・要領等についても公開しているので、事故等を未然に防止する観点から、本情報の活用をお願いする。

([https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd\\_sewerage\\_tk\\_000005.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html))

## (4) 行政手続きにおけるデジタル化の推進等について

### 1) デジタル臨時行政調査会等の対応

- 令和3年11月9日付け内閣総理大臣決裁により、デジタル化の急速な進展が世界にもたらす根本的な構造変化、発展可能性の拡大を踏まえ、デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造変革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的として、デジタル臨時行政調査会が開催するとされており、令和3年11月16日に第1回が開催され、令和4年12月21日に第6回が開催されている。
- デジタル臨時行政調査会主導により、各法令等で定める書面での掲示や目視確認等のいわゆるアナログ規制への対応が推進されており、下水道法においてもデジタル化が求められ、下水道法第9条第1項による供用開始の公示に係る縦覧や同法第23条第3項による下水道台帳の閲覧等について、インターネット等を活用したデジタル化に向けた見直しを要請されている。
- 今後、デジタル庁及び総務省によるデジタル手続法（正式名称：情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律）の解釈を踏まえた整理方針をお示し、各下水道管理者によるデジタル化に向けた対応を要請する予定。